

## 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）細則

## 新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="98 392 1111 475">「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）細則</p> <p data-bbox="98 539 309 571">1～4 （略）</p> <p data-bbox="98 635 584 667">5. ガイドライン第13の8関係</p> <p data-bbox="136 683 1111 762">いわゆる病腎移植の臨床研究の実施に際し、対象疾患についてはガイドラインにおいて特段制限していないこと。</p> <p data-bbox="136 778 1111 906">個別の臨床研究の実施に際しては、臨床研究を行う者等が、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に規定する事項を遵守し、実施するものであること。</p>	<p data-bbox="1133 392 2132 475">「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）細則</p> <p data-bbox="1133 539 1344 571">1～4 （略）</p> <p data-bbox="1133 635 1619 667">5. ガイドライン第13の8関係</p> <p data-bbox="1171 683 2132 762">いわゆる病腎移植の臨床研究の実施に際し、対象疾患についてはガイドラインにおいて特段制限していないこと。</p> <p data-bbox="1171 778 2132 906">個別の臨床研究の実施に際しては、臨床研究を行う者等が、「臨床研究に関する倫理指針」に規定する事項を遵守し、実施するものであること。</p>